

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
議員名 原田孝司

【令和3年 4月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)										領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報費	広報費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他	
5	議会報告2021年春号発送代		4,379	△ 4,379			4,379									401
7	文具代 (クリアファイル)		462	△ 4,841									462			402
11	事務所職員給与		10,000	△ 14,841										10,000		403
12	デジタル出版物 (朝日新聞デジタル) 購入		500	△ 15,341							500					404
13	事務所電気代		954	△ 16,295								954				405
15	概算委託料	200,000	0	183,705												
15	議会報告2021年春号発送代		154,784	28,921			154,784									406
19	事務所駐車場代		2,000	26,921								2,000				407
19	議会報告2021年春号発送代		279	26,642			279									408
20	2021年度大分県自治研究センター 会費		10,000	16,642						10,000						409
20	事務所固定電話代		2,376	14,266									2,376			410
26	事務所家賃、水道代		23,660	△ 9,394								23,660				411
26	携帯電話使用料		2,889	△ 12,283									2,889			412
26	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,894	△ 15,177									2,894			413
26	事務所新聞代 (今日新聞)		14,400	△ 29,577							14,400					414
27	インターネット使用料		2,090	△ 31,667									2,090			415
30	4月分燃料費		6,691	△ 38,358	5,264		1,427									購入明細書
			0	△ 38,358												
			0	△ 38,358												
月 計		200,000	238,358	△ 38,358	5,264	0	160,869	0	0	0	24,900	26,614	10,711	10,000	0	

整理番号

401

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田たかし 様

[証紙切手引受]
ゆうパック 60サイズ
169448226765 〒874-8799 ¥810

割引 (内訳) -¥180
持込

@120 -¥120
同一あて先 @60 -¥60

小 計 ¥630

第一種定形 36.5g
@94 1通 ¥94

小 計 ¥94

[販売]
レターパックライト (370円)
370円 10枚 ¥3,700

小 計 ¥3,700

郵便物引受合計通数 1通
ゆうパック引受合計個数 1個
課税計 (10%) ¥724
(内消費税等 ¥65)
非課税計 ¥3,700

合計 ¥4,424
お預り金額 ¥5,000
おつり ¥576



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年 4月 5日 15:16
担当：[REDACTED]
発行No. 21040524542 端N84箱01
連絡先：別府荘園郵便局
TEL:0977-22-4968

事業名、用途及び内容等

議会報告 2021年春号発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{99}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (4,379 円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 (円)

整理番号

403

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細書

2021年 4月

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
	4	20,000	0	0	0	20,000

控除					控除計	差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	その他()		
0	0	0	0	0	0	20,000

支払日	受領印
2021年4月11日	

別府市荘園町3組の2

原田たかし事務所

事業名、使途及び内容等

政務活動等事務補助職員給与

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (10,000 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所			
連絡先		緊急時 連絡先	

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	2021年 4 月 1 日 ～ 2022年 3 月 3 1 日
就業場所	別府市荘園町3組の2 原田たかし事務所
業務内容	政務活動等事務補助
就業時間	午前10時00分から午後3時00分まで
休 日	月末に、協議の上、翌月の勤務日を設定する
給与（賃金）	日給5,000円で勤務日数に応じての支払いとする
給与支払方法	当月の最終勤務日に現金で支払う

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

2021 年 4 月 1 日

雇用者 会 派 名

県民クラブ

議 員 名

原 田 孝 司

被雇用者 氏 名

整理番号

404

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

5 03-04-12 | 200

カードご利用代金明細書

2021 年 4 月 21 日 現在 1 / 3

原田 孝司 様

カード名称

金融機関名

支店名

科目・口座番号

口座名義

559 882

今回のお支払日

2021年4月12日(月)

今回のお支払金額は

円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細	今回のお支払明細	摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払今回 区分回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)
	原田 孝司 様				
2021/02/01	朝日新聞デジタル(国内)	500	1回		500
	朝日新聞デジタル(朝日ID決済)				

事業名、使途及び内容等

デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入

あん分による充当の場合

あん分の率（）

あん分による政務活動費の充当額（円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額（円）

整理番号

405

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証（口座振替払用）

ハラダ 様

お客さま番号	
50500	000018972735 31
(ご契約種別)	従量電灯B
(ご契約容量)	30アンペア

2021年 4月分

下記金額を 4月13日に口座振替により
領収いたしました。ありがとうございます。

領収金額	1,908円
(うち消費税等相当額)	173円

領収金額には下記を含みます。

燃料費等調整額	-91円
再エネ賦課金	169円
口座振替割引額	-55円

ご使用期間 3月 1日～ 3月 31日

ご使用量 57kWh

金融機関

電気料金に精算があった場合には、
領収金額の左に「*」を表示いたします。

小売電気事業者登録番号 A0275

九州電力株式会社

ご契約に関するお問合せ先
0120-986-503

印紙税申告納
付につき福岡
税務署承認済

本証により集金することはありません。

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (954 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

406

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田 孝司

様

[別納引受]
 区内特別基(定) 30.5g
 @84 1,586通 ¥133,224

小 計 ¥133,224

第一種定形 30.5g
 @94 246通 ¥23,124

小 計 ¥23,124

郵便物引受合計通数 1,832通
 課税計(10%) ¥156,348
 (内消費税等 ¥14,213)
 非課税計 ¥0

合計 ¥156,348
 お預り金額 ¥156,348

印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2021年 4月15日 12:23
 担当: XXXXXXXXXX
 発行No. 210415A9804 端N84箱01
 連絡先: 別府荘園郵便局
 TEL: 0977-22-4968

事業名、使途及び内容等

議会報告 2021年春号 発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{99}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (154,784 円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 (円)

整理番号

407

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田たかし事務所 殿

金 額						円
				¥	4 0 0 0	

収 入

印 紙

但し R3.5月分 駐車場料といた

上記金額正に領収致しました

3 年 4 月 19 日

京都土地建物株式会社

〒874 大分県別府市花園町三組の二
-0838 電 話 (02) 0292番
FAX (02) 0293番

現 金	✓
小切手	
約 手	

取扱者

事業名、使途及び内容等

事務所駐車場代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

自動車駐車場賃貸契約書

（以下甲という）と原田たかし事務所（以下乙という）との間に自動車駐車場（以下駐車場という）の使用について次の通り契約を締結する。

甲は泉都土地建物株式会社（以下（丙）管理者という）に本件駐車場賃貸借契約に関する全ての権限を委託する。

- 第1条 乙は本件駐車場を第3者に対して使用する権利を譲渡してはならない。
- 第2条 乙の駐車し得る自動車は道路交通施行令、同規則による普通自動車（軽四輪を含む）とする。
- 第3条 本契約による使用期間は少なくとも6ヶ月間以上とする。
使用期間 令和3年 / 月 / 日から令和3年12月31日までとする。
相手方に1ヶ月前までに解約の意思表示が無い時はさらに同一条件で1年間契約が更新される。以降も同様とする。
- 第4条 乙が6ヶ月未満で解約する場合、乙は6ヶ月に満たない期間分の駐車料金を甲に対し支払わなければならない。
又保証金は返還しないものとする。
- 第5条 乙が6ヶ月を過ぎて解約する場合、解約をしようとする日の1ヶ月前迄に甲に対し通告しなければならない。
通告期間が1ヶ月未満の場合は、保証金の返還はしないものとする。尚、解約日が月の中途であってもその当月分の駐車料金を全額甲に支払うものとし日割計算はしないものとする。
- 第6条 駐車料金は1ヶ月1車両4,000円也と定め、乙は毎月5日迄にその月分の駐車料金を泉都土地建物㈱の預金口座 [REDACTED] に振り込むものとする。
尚、契約日の属する月が1ヶ月に満たない時は駐車料金を日割り計算とする。但し、駐車料金は諸物価の変動に依り、改定をすることができる。乙は駐車料金の支払いを怠ったときは甲に対し、日歩3銭の割合で延滞損害金を支払わなければならない。
- 第7条 乙はその責任に於いて自動車を駐車するものとし、甲は自動車の盗難、損傷、駐車場よりの転落等による一切の損害についてはどのような責任も負わないものとする。
- 第8条 乙は本件駐車場に一切の造作加工をしてはならない。
又自動車用品、タイヤ、ホイール、荷物、ゴミ、倉庫等も置いてはならない。
- 第9条 乙は本件駐車場敷地内の他の駐車車両の駐車の妨げになる一切の行為をしてはならない。
- 第10条 乙は甲が一時暫定的に駐車場を設置したものであることを了承し、甲と乙の契約は甲が何時でも書面に依る解約の通知をすることにより直ちに本契約は終了するものとする。
- 第11条 乙が次の各号に該当したときは、甲は何の催告も要せずに、直ちに契約を解約することができる。
①駐車料金の支払いを20日以上怠ったとき
②駐車敷地内に於いて乙の使用する車両が他の駐車車両を妨害し、又は人身事故を発生させたとき
③本契約に違背したとき
- 第12条 乙は前条による解約その他により本契約が終了したときは直ちに本件駐車場を甲に明渡さなければならない。
甲は如何なる事情があっても一度受領した駐車料の返還はしない。
- 第13条 乙はナンバー登録されている自走可能な車両以外、区画に対して適正なサイズの車両以外は駐車してはならない。
- 第14条 乙は保証金として1ヶ月分納める。これはこの契約が終了した時甲より返還されるが延滞賃借料又は第4条、第5条に該当する場合は、それを差し引いて返還するものとし、利息はつけないものとする。
- 第15条 乙はその責任に於いて自動車を駐車するものとし、甲及び管理者は隣接地よりの飛来物による損傷、火災、風水害、台風等の不可抗力による一切の損害についてはどのような責任も負わないものとする。
- 第16条 南側ブロック塀に運転操作を誤り激突した場合、約8m下境川護岸敷に転落し、重大事故になる事を乙は承知する。

令和 3 年 / 月 / 日

【登録車両】

車 両 台 数	/ 台
メーカ一 名	
車 種 名	
車 両 ナンバー	
駐車場区画番号	NO. 6

(甲)

(管理者・丙) 泉都土地建物株式会

別府市莊園町 3-2
TEL 0977-22-0292

(Z)

氏 名 原田たかし事務所

現住所 別府市莊園3-2

携帯番号 (原田孝司)

T E L 0977-25-0011

(勤務先名) 大分県議会

(TEL) 097-506-5088 (大分県議会県民1万)

【莊園②パーキング 所在地】

別府市莊園町3組-2
(別府市大字南石垣字鶴見原1518番地17)

(乙・緊急連絡先)

(氏名) 原田孝司

(TEL)

(乙との関係) 事務所 代表者

整理番号

408

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田孝司 様

[証紙切手引受]
 第一種定形 31.0g
 @94 3通 ¥282
 小計 ¥282
 郵便物引受合計通数 3通
 課税計(10%) ¥282
 (内消費税等 ¥25)
 非課税計 ¥0
 △計 ¥282
 合計 ¥282
 お預り金額 ¥300
 おつり ¥18



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2021年 4月19日 11:08
 担当: XXXXXXXXXX
 発行No. 210419A9895 端N84箱01
 連絡先: 別府荘園郵便局
 TEL: 0977-22-4968

事業名、使途及び内容等

議会報告 2021年春号発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{99}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (279 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

409

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

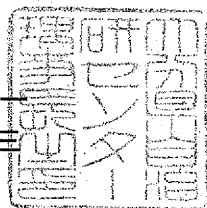
2021年 4月 20日

原田 孝司 様

¥ 10,000 円

但し、大分県地方自治研究センター2021年度会費として
上記正に領収いたしました。

大分県地方自治研究センター
理事長 中山 敬三



事業名、使途及び内容等

2021年度 大分県自治研究センター会費
(2021年4月～2022年3月分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 (円)

整理番号	410	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
12 D03-04-20		4,753	NTT電話
事業名、使途及び内容等		事務所固定電話使用料	
あん分による充当の場合			
あん分の率		$\left(\frac{1}{2}\right)$	
あん分による政務活動費の充当額		$(2,376 \text{ 円})$	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額		$(\quad \text{円})$	

令和元年 9 月 2 日

原田 孝司 殿

別府市荘園 3 - 2

泉都土地建物株式会社

TEL (22) 0292

管理料金改定のお知らせ

拝啓、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、早速ですが令和元年 10 月 1 日から消費税の引き上げにより、
税率が 10 % になります。そのため貸家料金は、令和元年 10 月より
下記の通りに改定させていただきますので、何卒ご了承下さいませ。

なお、定額自動送金を御利用中のお客様は、変更手続きが必要となり
ます。お手数をおかけしますが、10 月の引き落としに間に合うよう
各銀行窓口でお手続きの程宜しくお願い致します。

敬具

記

家 賃	41,000 円	消費税 (10%)	4,100 円
水 道 料	2,000 円	—	— 円
(小 計)	43,000 円	(小 計)	4,100 円

合 計 47,100 円

※令和元年 10 月 1 日以降の入金から変更になります。

振込先

泉都土地建物(株)

建物賃貸借契約書

(事 務 所 用)

物件名 泉都土地建物 (株) 貸店舗

平成 27 年 7 月 27 日

賃貸人 泉都土地建物株式会社 殿

賃借人 原田 孝司 殿



社団法人

大分県宅地建物取引業協会
((社) 大分県宅地建物取引業協会会員専用)

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 泉都土地建物株式会社（以下「甲」という。）と借主 原田孝司（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書（1） 目的物件の表示

建 物	名 称	泉都土地建物貸店舗			1 階 号室
					区画番号()
	所 在 地	(住居表示) 別府市荘園3-2			
		(登記簿) 別府市大字南石垣鶴見原1518-14			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (1)階建/全(3)戸			
種 類	種 類	貸し事務所	新築年月	s 1 5	年 4 月
	面 積	約 3 8 m ²			
附 属 施 設					

頭書（2） 事業内容(具体的に記載すること)

一般事務所としての使用

頭書（3） 契約期間

H 2 7 年 8 月 1 日 から H 2 8 年 7 月 3 1 日まで (1 年間)									
目的物件の引渡し時期					H 2 7 年 8 月 1 日				

頭書（4） 賃料等

賃 料	月額 44,280 円 (内消費税等 3,280 円)	管理・共益費	月額 - 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	円
敷 金	123,000円 (賃料 3 ヶ月)	水道料	2,000円	附 属 施設料	月額- 円 (内消費税等 円)
保証金	46,280円 (賃料 1 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	2 本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月月末 日まで			
賃料等 の支払 方法	☑振 込				
	☐持 参	持 参 先			
	☐口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	原 田 孝 司	
	(自 宅)TEL	[REDACTED]	
	(勤務先)TEL	097-506-5088	(会社名・部署名) 大分県議会 県民力
	(携 帯)TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	泉都土地建物(株)
	住所	別府市荘園3-2

管 理 業 者	商号又は名称		
所 在 地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	☒ 家賃債務保証会社の提供	家賃債務保証会社名	ジェイリース
	する保証	主たる事務所所在地	大分市

頭書(8) 更新に関する事項

1年契約自動更新

頭書(9) 特約事項

・貸店舗内備付ブラインド、換気扇等の維持費はお客様負担となります。 ・敷金は畳表替え、室内メンテナンス料金等差し引いてご返却します。 ・壁面一体型鏡は高価です。破損しない様お願いします。破損された場合、修理対象となります。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

27 年 7 月 27 日

甲・貸主	氏名 泉都土地建物（株）	TEL 22-0292
	住所 別府市荘園3-2	
乙・借主	氏名 原田孝司	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

		A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL		主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称		商号又は名称	
	代表者の氏名	泉都土地建物（株）	代表者の氏名	
	免許証番号	大臣 知事（12）第325号	免許証番号	大臣（ ）第 号
	免許年月日	平成 23 年 4 月 25	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号		登 録 番 号	（ ） 第 号
	業務に従事する 事 務 所 名 事務所所在地 TEL		業務に従事する 事 務 所 名 事務所所在地 TEL	

※図は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条増補

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しな

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

4項増設

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく、書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 ~~前3項の場合で甲の承諾を得ると、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。~~
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を入り出させること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別精算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

らない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

- 5 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

重要事項説明書 [建物賃借用]

平成27年7月 日

原 田 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない□欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	別府市荘園3-2	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	泉都土地建物(株)	商号又は名称
	代表者の氏名	石坂太郎	代表者の氏名
	免許証番号	(12)第 325号	免許証番号
	免許年月日	平成23年4月25日	免許年月日
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名
	登 録 番 号		登 録 番 号
	業務に従事する 事 務 所 名	泉都土地建物(株)	業務に従事する 事 務 所 名
	事務所所在地 TEL	別府市荘園3-2	事務所所在地 TEL
取引 態様			
供 託 所 等 に 関 する 説 明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地		
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号		
	所属地方本部の名称及び所在地		
	※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照		
	弁済業務保証金の供託所及び所在地		
		東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号	

主の表示

賃主の住所・氏名	泉都土地建物(株)	TEL
----------	-----------	-----

建物の表示

名 称	泉都土地建物貸店舗			1 階	号室
所 在 地	(住居表示) 別府市荘園 3 - 2 (登 記 簿) 別府市大字南石垣鶴見原 1 5 1 8 - 1 4				
構 造	木造／瓦ぶき／1 階建				
種 類	☐ マンション・ ☐ アパート・ ☒ 戸建・ ☐ ()			新 築 年 月	昭和 1 5 年 4 月
床 面 積	3 8 m ² (登記簿面積 m ²)		備 考		

対象となる建物に直接関係する事項

登記記録に記録された事項等(平成 年 月 日現在)☐詳細は別添の登記事項証明書(登記簿謄本)等参照。

権利部 (甲区)	名 義 人	住 所	別府市荘園 3 - 2
	氏 名	泉都土地建物株式会社	
権利部 (乙区)	所有権にかかる 権利に関する事項 (☐ 有・ ☒ 無)		☐ 差押登記 ☐ 仮差押 ☐ 仮処分 ☐ 所有権移転仮登記 ☐
	所有権以外の 権利に関する事項 (☐ 有・ ☒ 無)		☐ 抵当権 ☐ 根抵当権 ☐ 賃借権 ☐
登記名義人と貸主が ☒ 同じ・ ☐ 異なる→理由： ☐ 転貸借・ ☐ 相続・ ☐			
備 考			

2 法令に基づく制限の概要

法 令 名	
制 限	
制 限 の 内 容	

※住宅、店舗、事務所、倉庫その他用途によって別に法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

3 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域： ☐ 外 ☐ 内→説明
----------	--

4 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域： ☐ 外・ ☐ 内→説明
-------------	---

5 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域： ☐ 外・ ☐ 内→説明
-----------------	---

--	--

建物建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

本物件は未完成物件に	☐ 該当します。（※資料にて完成時の形状を説明します。）	☐ 該当しません。
------------	---	----------------------------------

7 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
☒ 無 ☐ 不明 ☐ 有	【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせしております。 ☐所有者 ☐管理業者（ ） ☐管理組合（区分所有建物の場合） ☐施工会社（ ） 【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】 ・石綿使用調査結果の記録（調査年月日 年 月 日） ・調査の実施機関 ・調査の範囲 ・石綿使用の有無 ☐有 ☐無 （石綿の使用が有る場合） ・石綿が使用されている箇所
備考	

8 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
☒ 無 ☐ 有	【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせしております。 ☐所有者 ☐管理業者（ ） ☐管理組合（区分所有建物の場合） 【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】 ☐地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し ☐住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し（含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの） ☐指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備考	

※当該建物の建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。建築確認通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

- ・居住の用に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
- ・事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

9 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲用水	公営 / [メーター] 割当 2000 円/月
②	電気	九州電力 / [容量] 20アンペア / [メーター] 専用
③	ガス	プロパン（個別）ダイプロガス 22-5375 / [メーター] 専用
④	排水	公共下水
備考		

建物の設備の整備の状況（完成物件のとき）

①	台所	有（専用）
②	トイレ	専用 / 水洗 / [ユニットバスの場合]
③	浴室	無 /
④	シャワー	無 / [設置場所]
⑤	洗面所	有 / [ユニットバスの場合]
⑥	給湯	有（使用可） / [設置場所] 台所 / ガス使用
⑦	コンロ	無 / ガス
⑧	エアコン	無（設置可） / 冷暖房 台（使用） / 冷房 台（使用） / 暖房 台（使用）
⑨	照明器具	有 / 台所・トイレ・洗面所・
⑩	電話設置	可 / ケ所
⑪	火災警報器	無 / ケ所
⑫	共聴設備	[TVアンテナ] 無（ ） / 地上デジタル対応 無 / [その他の設備]
⑬	エレベーター	無 / 基
⑭	駐車場	無 / 空： / 月額____円（内消費税等相当額____円）
⑮	駐輪場	無 / 空： / 月額____円（内消費税等相当額____円）
⑯	専用庭	無 / 月額____円（内消費税等相当額____円）
	換気扇	
	ブラインドカーテン	
備考		

（注） 消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

II 取引条件に関する事項

1 借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

賃料	月額 46,280円 (内消費税等相当額 3,280円)	管理費 (共益費)	月額 円 (内消費税等相当額 円)	支払い時期・方法	毎月末日までに翌月分を ☐ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座引落
敷金	123,000円	火災 保険料	円 (内消費税等相当額 円)	ジェイリス	46,280円 (内消費税等相当額 3,280円)
備考					

2 契約の解除に関する事項

料を(2)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されることとします。

借主は、貸主に対して少なくとも(3)ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。

☒ 借主が、別添契約書第(11)条に違反したとき、契約を解除されることがあります。

☐

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め ☒無・☐有()

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどう ☒講じません・☐講じます。(保全措置を行う機関:)

5 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	一般借家契約
期間	平成27年8月1日 から 平成28年7月31日まで(1年間)
更新	☒ 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 ☐ 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します。(合意により再契約することはできません)。 ☐
備考	

6 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	
契約の方式	公正証書に: ☐ しません・ ☐ します。→公正証書の費用負担:
契約の内容	☐ 本件建物について借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるので、平成 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 ☐ 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。 〔中途解約について〕 ☐ 中途解約権の内容については、契約書(案)のとおりです。 ☐ 本契約は、床面積200㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは解約の申入れをすることができます。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から1ヵ月を経過することによって終了します。
備考	

7 用途その他の利用の制限に関する事項

用 途 制 限	事務所専用 ()
利 用 の 制 限	☒ ペットの飼育 (不可) ☒ ピアノの使用 (不可) ☐ その他 ()

8 敷金等の清算に関する事項

敷金は畳表替え、室内メンテナンス料金を差し引いてご返却します。

9 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	泉都土地建物 (株)		TEL
住所(主たる事務所の所在地)			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会 会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載。		
管 理 担 当 者	氏名	賃貸不動産経営管理士登録番号 ()	
	※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載。		
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」 による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣 () 第	号

10 建物敷地が借地の場合 (該当 ☐ する・☐ しない)

借地権 の種類	期 限	平成	年	月	日迄	内 容	賃貸借契約書参照
備 考							

III その他の事項

1 添付書類

☒ 1. 賃貸借契約書 (案)	☐ 3.
☐ 2.	☐ 4.

2 その他

--

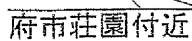
頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

平成 27 年 7 月 27 日

借主 (住所)

(氏名)

原 田 孝 司



お 願 い

入居者の方へ

- ① 本契約書に記載されておりますように借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては本契約書を通読の上、各条項の意味するところを十分ご理解下さい。

なお、家賃を滞納したり、貸主の承諾を必要とする事項や禁止事項（第10条 禁止又は制限される行為）等に違反した場合は「契約解除」の原因となりますので特にご注意下さい。

- ② 入居14日以内に、本物件の水まわり、電気関係、ガス関係、居室関係等の点検を行って下さい。万一、不具合を発見したときは、貸主、管理業者または媒介業者にお知らせ下さい。

この点検は、退去時の損壊・損傷状況を確認する際の基礎資料となり本契約第17条（建物の明渡し）及び第18条（明渡し時の修繕）と関係してきますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

連帯保証人の方へ

連帯保証人は法律及び本契約書において借主（主たる債務者）の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる金銭的なものだけを指すのではなく契約に基づくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った（更新の場合を含む）行為についても、連帯責任があります。

解約予告（明渡し予告）

解約予告は少なくとも30日前にお願いします。

解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の入居者を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するということもあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

退去時（引越しにともなう建物明渡し）

お預かりしております敷金の精算については「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始いたします。

引越しにともなう建物の明渡しにおいては、入居時に持ち込まれたもの（家財・物品等）をすべて搬出するとともに、建物内外のゴミの後片付け等をきちんとすませて下さい。

以上が行われていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

鍵 の 受 け 渡 し	合 計	本	No.	No.
			No.	No.

〔注意事項〕

1. ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

可 燃 物 不 燃 物

古紙・布類 缶・ビン・ペットボトル

大型多量ゴミについての問い合わせ

2. 電気、水道、ガス等に関するお問い合わせ（引越し時の精算等）は下記へ。

電気……九州電力 営業所 TEL

水道……水 道 局 営業所 TEL

ガス…… TEL

..... TEL

..... TEL

整理番号

412

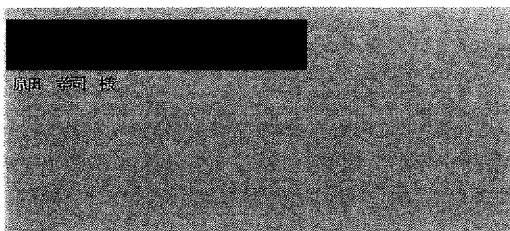
領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI KDDI株式会社 7163 8003 東京都新宿区西新宿2-1-1 KDDビル au

発行年月日 DATE OF ISSUE 2021年 4月 3日



お知らせ INFORMATION

●My auアプリが新しく生まれ変わりました。
データ残量や請求予定額をリアルタイムで表示！契約内容確認が簡単！
【ダウンロード方法】
▼Android: Google Play/au Marketから「My au」で検索
▼iOS: App Storeから「My au」で検索

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月日 MONTH OF ISSUE	2021年 4月
ご利用年月日 MONTH START	2021年 3月
口座振替日 DATE FOR PAYMENT	2021年 4月 26日
口座振替額 AMOUNT AVAILABLE	8,849円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****

サービス別ご利用料金

au 電話料金 (内訳)	6,778円 (5,779円)
au 機器代金	3,070円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は4,064円でした。)	406円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2021年 4月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 4月 26日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	0527181564
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,849円
うち消費税等 TAX	406円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-1-1 KDDビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、使途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 8,849 円 一対象外分 3,070 円 = 5,779 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,889 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

4/3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

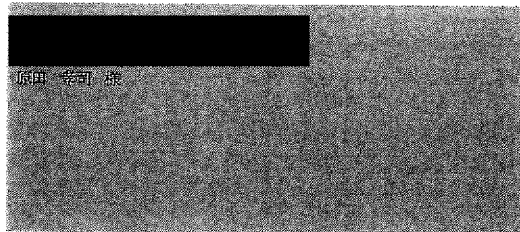
口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 KDDIビル

au

発行年月日 DATE OF ISSUE 2021年 4月 3日



お知らせ INFORMATION

●My auアプリが新しく生まれ変わりました。
データ残量や請求予定額をリアルタイムで表示! 契約が完了通知の通知に!
【ダウンロード方法】
▼Android: Google Play/au Marketから「My au」で検索
▼iOS: App Storeから「My au」で検索

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日(金融機関営業日)までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2021年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2021年 4月26日
口座振替額 AMOUNT DUE	5,789円

サービス別ご利用料金

au電話料金 (内訳)	5,789円 (5,789円)
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,263円でした。)	526円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2021年 4月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 4月 26日ご指定の口座から
振替させていただきます。

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	4070430123
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,789円
うち消費税等 TAX	526円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、使途及び内容等

モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 $\left(\frac{1}{2} \right)$

あん分による政務活動費の充当額 $(2,894 \text{ 円})$

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

414

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

令和 3 年 4 月 26 日

領 収 証

収 入

印 紙

原田たかし事務所様

購読料

金 14400 円也

R3/R4
4月/3月として正に領収致しました。

契約番号 8704170

掲載日

担当



おかげさまで創刊 65 周年



今日新聞社

☎ 874-0933 大分県別府市野口元町 8

☎ 0977-24-5171 FAX 0977-25-7317

URL <http://www.coara.or.jp/~konniti/>E-mail today@fat.coara.or.jp

担当

事業名、使途及び内容等

事務所新聞代（今日新聞）1年分〔令和3年4月～令和4年3月〕

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 (円)

整理番号	415	領収書等の添付様式																																																									
領収書その他の証拠書類の添付欄																																																											
14 03-04-27 200		*12,878 カ-7 ヲ テレビ *																																																									
受領証明																																																											
令和3年7月20日																																																											
原田 孝司 殿																																																											
毎々格別のお引立を賜り誠にありがとうございます。																																																											
下記、金額正に受領したことを証明致します。																																																											
合計金額		12,540円																																																									
CTBメディア株式会社 〒874-8557 別府市堀内1-1-1 TEL 0977-24-3553 内 FAX 0977-24-3553																																																											
<table><thead><tr><th colspan="2">受領明細</th><th>金額 (円)</th><th>(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>インターネットご利用料</td><td>令和3年4月分</td><td>4,180</td><td></td></tr><tr><td>インターネットご利用料</td><td>令和3年5月分</td><td>4,180</td><td></td></tr><tr><td>インターネットご利用料</td><td>令和3年6月分</td><td>4,180</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">税込合計</td><td>¥12,540</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">備考</td></tr></tbody></table>				受領明細		金額 (円)	(税込)	インターネットご利用料	令和3年4月分	4,180		インターネットご利用料	令和3年5月分	4,180		インターネットご利用料	令和3年6月分	4,180																																		税込合計		¥12,540		備考			
受領明細		金額 (円)	(税込)																																																								
インターネットご利用料	令和3年4月分	4,180																																																									
インターネットご利用料	令和3年5月分	4,180																																																									
インターネットご利用料	令和3年6月分	4,180																																																									
税込合計		¥12,540																																																									
備考																																																											
事業名、使途及び内容等																																																											
インターネット使用料																																																											
あん分による充当の場合																																																											
あん分の率 ($\frac{1}{2}$)																																																											
あん分による政務活動費の充当額 (2,090 円)																																																											
一部のみ打切り充当した場合																																																											
政務活動費充当額 (円)																																																											

令和3年 4月 1日

大分県議会議長 殿

令和3年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 県民クラブ

議員名 原田孝司

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1				平成25年8月	令和4年8月26日	20km/ℓ
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

注1 毎年度4月1日現在で作成すること。

2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。

なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(k m)を記載すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和3年 4月分】

【令和3年 4月分】

自動車登録番号										備考
市町村・大字名			着	政務活動 走行距離						
日	目的	発			目的地1	目的地2	目的地3			
1	新年度の県外調査活動の年間計画を立てる	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			
4	新年度の県外調査活動の年間計画を立てる	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			
5	新年度の県外調査活動の年間計画を立てる	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			
6	県民クラブのホームページを更新する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			
7	県民クラブのホームページを更新する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			
8	大分県議会政策勉強会に参加し、ロシア大使の講演を聴く	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			
9	県民クラブのホームページを更新する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			
10	種子法廃止と種苗法改定に関わる学習会に参加して講演を聴く	自宅	県庁 (大分市大手町)	大分市コンパル ホール (大分市)		自宅	33 km		自家用車を県庁に停め、コンパルホールまで徒歩で移動した	
12	県民クラブのホームページを更新する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			
13	大分県教職員組合へ教職員の残業時間に関するアンケート調査の結果について話を聞く、県民クラブの情報セキュリティについて意見交換を行う	自宅	大分県教育会館	県庁 (大分市大手町)		自宅	44 km			
14	文教警察委員会のこれまでの資料を精読する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			
16	文教警察委員会のこれまでの資料を精読する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			
20	教育委員会に学校現場の人員不足状況についての状況を聞く	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km			

21	別府土木事務所管内の2021年度の事業について説明を聞く、県外視察について事前の文献調査を行う	自宅	別府土木事務所 (別府市北中)	県庁 (大分市大手町)		自宅	36 km	
22	県警本部から警察職員の管理指導方針について話を聞く	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
23	教育委員会と県警本部の当初予算について、詳しく調べる	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
27	立憲ネットおおいたのパートナーシップ制度学習会に参加して、臼杵市議会の取り組みを聞く	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
28	大分県教職員組合へ教職員の残業時間に関わるアンケート調査の結果について再度話を聞く	自宅	大分県教育会館	県庁 (大分市大手町)		自宅	44 km	
計								619 km

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県 民 ク ラ ブ
議 員 名 原 田 孝 司

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 原田孝司

令和3年 4月分】

自動車登録番号				
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
4月1日	33.17	4,907	ENEOSフロンティア大分宮崎DDセルフ別府鶴見店	1
4月19日	32.67	4,833	ENEOSフロンティア大分宮崎DDセルフ別府鶴見店	2
				3
				4
				5
				6
計		9,740	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	81,038 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	81,939 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	901 km…④ (③－②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	619 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.6870	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	6,691 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和3年 4月分】

議員名 原田 孝司

ENEOS

納品書(領収書)

2021年04月01日 10:48

売上
ハラダ 孝司 様
1-302263-4822XXXX
エネオスアソック
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
33.17L
クレジット支払
NC

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
ENEOSフロンティア大分宮崎
DDセルフ別府鶴見店
大分県 別府市東荘園5丁目1組
TEL:0977-22-5469 SS-950117
レシートNo 3207-01
データーNo2685-2686
325 2021/04/01

ENEOS

納品書(領収書)

2021年04月19日 10:08

売上
ハラダ 孝司 様
1-302263-4822XXXX
エネオスアソック
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-07
32.67L
クレジット支払
NC

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
ENEOSフロンティア大分宮崎
DDセルフ別府鶴見店
大分県 別府市東荘園5丁目1組
TEL:0977-22-5469 SS-950117
レシートNo 2662-03
データーNo8284-8285
824 2021/04/19

口座振替 【06月控除のご案内】

組員コード:854301 氏名 原田 孝司 様

物品名	購入日	数量	単価(円)	購入価格	回数	全月利用額
IX日鉱目石(ENEOS)/レギュラーガソリン	21.04.01	33.17	147.9	4,907	1	4,907
IX日鉱目石(ENEOS)/レギュラーガソリン	21.04.19	32.67	147.9	4,833	1	4,833

①

②

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費会計帳簿

会 派 名 県民クラブ

議 員 名 原 山 孝 司

【令和3年 5月分】

口	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)										領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請業務等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他	
	前月繰越		0	△ 38,358												
10	デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入		500	△ 38,858							500					501
14	議会報告2021年春号発送代		207	△ 39,065			207									502
14	広報誌「立憲民主」年間購読代金		2,000	△ 41,065							2,000					503
17	概算委託料	200,000	0	158,935												
18	事務所電気代		1,176	157,759								1,176				504
20	事務所固定電話代		2,366	155,393									2,366			505
20代	議会報告2021年春号新聞折り込み		93,357	62,036			93,357									506
21	書籍購入		2,300	59,736							2,300					507
24	事務所駐車場代		2,000	57,736								2,000				508
25	事務所家賃、水道代		23,660	34,076								23,660				509
25	携帯電話使用料		2,911	31,165									2,911			510
25	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,894	28,271									2,894			511
27	インターネット使用料		2,090	26,181									2,090			512
31	5月分燃料費		3,646	22,535	3,646											購入明細書
			0	22,535												
			0	22,535												
			0	22,535												
月 計		200,000	139,107	22,535	3,646	0	93,564	0	0	0	4,800	26,836	10,261	0	0	

整理番号

501

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

18 03-05-10 | 200

カードご利用代金明細書

2021年 7月 19日 現在 1/3

原田 孝司 様



カード名称	
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ハナダ 孝司
今回のお支払日	2021年5月10日(月)
今回のお支払金額計	

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払今回 区分回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
2021/03/01	朝日新聞デジタル【朝日【ロ決済】】	500	1度		500		*

事業名、使途及び内容等

デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

502

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田孝司 様

〔証紙切手引受〕
 第一種定形外(規格内) 106.5g
 @210 1通 ¥210

小 計 ¥210

郵便物引受合計通数 1通
 課税計(10%) ¥210
 (内消費税等 ¥19)
 非課税計 ¥0

△計 ¥210
 合計
 お預り金額 ¥210



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2021年 5月14日 9:29
 担当：[REDACTED]
 発行No. 210514A0590 端N84箱01
 連絡先：別府荘園郵便局
 TEL:0977-22-4968

事業名、使途及び内容等

原田たかし 議会報告 2021年春号 発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{99}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (207 円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 (円)

整理番号

503

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	口座記号番号										
	加入者名	立憲民主党									
	金額	千	百	十	万	千	百	十	円		
						2	0	0	0		
	ご依頼人	おなまえ 原田 孝司 10013614 様									
料	消費税込	日 附 印									
金	152	03-05-14 別府荘園 郵便局									
備	円	(72281)									
考		N94220002									

この受領証は、大切に保管してください。

事業名、使途及び内容等

広報紙「立憲民主」年間購読代金
(2021年6月～2022年5月の1年間分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

504

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証（口座振替払用）

ハタタカシ

様

お客さま番号

50500 000018972735 31

(ご契約種別) 従量電灯B
(ご契約容量) 30アンペア

2021年 5月分

下記金額を 5月18日に口座振替により
領収いたしました。ありがとうございました。

領収金額	2,352円
(うち消費税等相当額)	213円

領収金額には下記を含みます。

燃料費等調整額	-107円
再エネ賦課金	262円
口座振替割引額	-55円

ご使用期間 4月 1日～ 5月 5日

ご使用量 78kWh

金融機関

電気料金に精算があった場合には、
領収金額の左に「*」を表示いたします。

小売電気事業者登録番号 AC275

九州電力株式会社

ご契約に関するお問合せ先
0120-986-503印紙税申告納
付につき福岡
税務署承認済

本証により集金することはありません。

事業名、使途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (1,176 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	505	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
4 003-05-20		4,733 N T T 電話	
事業名、使途及び内容等		事務所固定電話使用料	
あん分による充当の場合			
あん分の率		$\left(\frac{1}{2}\right)$	
あん分による政務活動費の充当額		(2,366 円)	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額		(円)	

整理番号

506

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

令和3年5月20日

領 収 証

原田孝司 様

金 94,300 円也

会報

折込代として正に領収致しました。



契約番号

掲載日

担当



おかげさまで創刊 65 周年



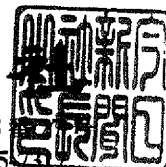
今日新聞

〒874-0933 大分県別府市野口元町 8

☎代 0977-24-5171 FAX 0977-25-1317

URL <http://www.coara.or.jp/~konniti/>
E-mail today@fat.coara.or.jp

担当



事業名、使途及び内容等

議会報告 2021年春号新聞 折込込み代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{99}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (93,357 円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額

(

円)

整理番号

507

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

2021年5月21日

原 田 孝 司 様

金 2, 3 0 0 円也

但し、以下の書籍代として上記金額を領収致しました。

『タネはどうなる』 1, 4 0 0 円（税込み）

『売り渡される食の安全』 9 0 0 円（税込み）以上

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-3-10

ライオンズマンション平河町216号

山田正彦法律事務所 東京オフィス

弁護士 山 田 正 彦



事業名、使途及び内容等

書籍購入代金

「タネはどうなる!？」 山田正彦著 株式会社ガイジノリ

「売り渡される食の安全」 山田正彦著 所収新書刊

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 (円)

整理番号

508

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田たかし事務所 殿

金 額							円
				¥	4	0	0

収 入

印 紙

但し R3. 6月分駐車料として

上記金額正に領収致しました

R3 年 5 月 24 日

京都土地建物株式会社

〒874 大分県別府市荘園町三組の二
-0838 電 話 代 ② 0292番
FAX ② 0293番

現 金	☒
小切手	
約 手	

取扱者



事業名、用途及び内容等

事務所駐車場代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

3	03-05-25	200
4	03-05-25	200

*47,100 ヲウキ セントトクテモ
*220 定額振込手数料

事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 $\left(\frac{1}{2} \right)$

2
あん分による政務活動費の充当額 (23,660 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

510

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿3丁目1番1号 KDDIビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2021年 5月 3日

原田 幸司 様

お知らせ INFORMATION

●ご登録住所に変更はございませんか?
KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、お引越しなどご住所が変更となる際には、お早めにご住所変更のお手続きをお願いいたします。お手続きは以下URL、または「au住所変更」で検索をお願いします。
<URL><http://cus.au.com/a029>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日(金融機関営業日)までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 5月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2021年 4月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2021年 5月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	8,892円

サービス別ご利用料金

au電話料金 (内訳)	5,822円 (5,822円)
au機器代金	3,070円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は4,103円でした。)	410円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2021年 5月ご請求分

原田 幸司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 5月 25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	0527181564
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,892円
うち消費税等 TAX	410円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿3丁目1番1号 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、使途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 8,892 円 一対象外分 3,070 円 = 5,822 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,911 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

511

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI

KDDI株式会社

au

発行年月日 DATE OF ISSUE 2021年 5月 3日

原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

●ご登録住所に変更はございますか？
KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、お引越しなどご住所が変更となる際は、お早めにご住所変更のお手続きをお願いいたします。お手続きは以下URL、または「au住所変更」で検索をお願いいたします。
<URL><http://ous.au.com/a029>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSU	2021年 5月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2021年 4月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2021年 5月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,789円
金融機関名	

サービス別ご利用料金

au電話料 (内訳)	5,788円 (5,789円)
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,263円でした。)	526円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2021年 5月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 5月 25日ご指定の口座から
振替させていただきます。

ご請求コード CUSTOMER CODE	4070430123
領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED	5,789円
うち消費税等 TAX	526円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-8-2 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支 店 名 BRANCH	*****
口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、使途及び内容等

モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 $\left(\frac{1}{2} \right)$

あん分による政務活動費の充当額 $\left(2,894 \text{ 円} \right)$

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 $\left(\text{円} \right)$

整理番号	512	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
3 03-05-27 200		*8,997ケーブルテレビ [Redacted]	
受領証明			
令和3年7月20日			
原田 孝司 殿			
毎々格別のお引立を賜り誠にありがとうございます。			
下記、金額正に受領したことを証明致します。			
合計金額		12,540円	
		(税込)	
受領明細		金額(円)	
インターネットご利用料 令和3年4月分		4,180	
インターネットご利用料 令和3年5月分		4,180	
インターネットご利用料 令和3年6月分		4,180	
税込合計		¥12,540	
備考			
事業名、使途及び内容等			
インターネット使用料			
あん分による充当の場合			
あん分の率 (1 / 2)			
あん分による政務活動費の充当額 (2,090 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 (円)			

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【 令和3年 5月分】

自動車登録番号							備 考	
市町村・大字名							政務活動 走行距離	
日	目 的	発	目的地 1 目的地 2 目的地 3			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
6	文教警察委員会の内容をまとめる	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
10	文教警察委員会の内容をまとめる	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
12	専決議案の説明会に参加して話を聞く	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
13	専決議案について検討を行う	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
14	専決議案について検討を行う	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
19	文教警察委員会の県内所管事務調査についてまとめる	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
20	文教警察委員会の県内所管事務調査についてまとめる	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
21	県民クラブ政策企画会議に参加する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
24	文教警察委員会のこれまでの資料を精読する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
27	県民クラブ政策企画会議に参加する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	

28	第1回定例会の議案についてまとめる	自宅	県庁（大分市大手町）				自宅	33 km	
								km	
								km	
計									363 km

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県 民 ク ラ ブ
議 員 名 原 田 孝 司

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 原田孝司

【令和3年 5月分】

自動車登録番号

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
5月20日	35.51	5,254	ENEOSフロンティア大分宮崎DDセルフ別府鶴見店	1
				2
				3
				4
				5
				6
計		5,254	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	81,939 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	82,462 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	523 km…④ (③－②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	363 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.6940	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,646 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和3年 5月分】

議員名 原田 孝司

ENEOS

納品書(領収書)

2021年05月20日 09:53

売上
 1-302263-4822XXXX 様
 エネオスアソック
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー P-07
 35.51L
 クレジット支払
 NC

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
 消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
 ご請求いたします。
 消費税には、地方消費税が含まれています。

ENEOSフロンティア大分宮崎
 DDセルフ別府鶴見店
 大分県 別府市東荘園5丁目1組
 TEL:0977-22-5469 SS-950117
 レシートNo 5657-03
 データNo2259-2260
 824 2021/05/20

口座振替 【07月控除のご案内】

組合員コード:854301

氏名 原田 孝司 様

物品等商品名	購入日	数量	単価(税込)	購入価格	回数	回数	合計金額
IX日飲日石(ENEOS)/レギュラーガソリン	21.05.20	35.51	148.0	5,254	1	1	5,254

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費会計帳簿

会 派 名 県民クラブ
議 員 名 原 田 孝 司

【令和3年 6月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)								領収書 番 号	備考			
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請願等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費			事務費	人件費	その他
	前月繰越		0	22,535													
10	デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入		500	22,035							500					601	
10	プリンターインク代		2,741	19,294									2,741			602	
11	事務所電気代		936	18,358								936				603	
15	概算委託料	200,000	0	218,358													
21	事務所固定電話代		2,366	215,992									2,366			604	
25	事務所駐車場代		2,000	213,992								2,000				605	
25	事務所家賃、水道代		23,660	190,332								23,660				606	
25	携帯電話使用料		2,993	187,339									2,993			607	
25	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,894	184,445									2,894			608	
28	インターネット使用料		2,090	182,355									2,090			609	
30	6月分燃料費		1,762	180,593	1,762											購入明細書	
			0	180,593													
			0	180,593													
			0	180,593													
	月 計	200,000	41,942	180,593	1,762	0	0	0	0	0	500	26,596	13,084	0	0		

整理番号

601

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

12 03-06-10 | 200 |

カードご利用代金明細書

2021年 7月 19日 現在 1/3

原田 孝司 様

カード名称	
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ハナダ 孝司
今回のお支払日	2021年6月10日(木)
今回のお支払金額	

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払 区分 回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
	原田 孝司 様						
2021/04/01	朝日新聞デジタル(朝日10決済)	500	1回		500		*

事業名、使途及び内容等

デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	602	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
発行日:2021年06月10日 管理No. 0321-406-0005115 伝票No. 0321-406-111687 領収書 原田孝司様 ¥5,482 (内消費税 ¥498) 但し フォリンター インク 代として。 支払内訳 現金 ¥5,482 10%対象 ¥5,482(内消費税 ¥498) 上記の金額正に領収いたしました。 株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1-1 ※印刷面を内側に折って保管願います。 印紙税申告納 付につき高崎 税務署承認済 903214061116875 4190351010 (2020年10月1日) 1,246円 4 ¥1,984 チェックランド別府駅前店			
事業名、使途及び内容等			
フォリンター インク 代			
あん分による充当の場合			
あん分の率 (1/2)			
あん分による政務活動費の充当額 (2,741 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 (円)			

整理番号

603

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証（口座振替払用）

ハラタ ケン

様

お客さま番号

50500 000018972735 31

（ご契約種別） 従量電灯B

（ご契約容量） 30アンペア

2021年 6月分

下記金額を 6月11日に口座振替により
領収いたしました。ありがとうございました。

領収金額

1,873 円

（うち消費税等相当額

170 円）

領収金額には下記を含みます。

燃料費等調整額

-66 円

再エネ賦課金

178 円

口座振替割引額

-55 円

ご使用期間 5月 6日～ 5月 31日

ご使用量 53kWh

金融機関

電気料金に精算があった場合には、
領収金額の左に「*」を表示いたします。

小売電気事業者登録番号 AQ275

九州電力株式会社

印紙税申告納

付につき福岡

ご契約に関するお問合せ先

税務署承認済

0120-986-503

本証により集金することはありません。

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (936 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

604

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

10 003-06-21

4,733 N T T 電話

事業名、使途及び内容等

事務所固定電話使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 $\left(\frac{1}{2} \right)$

あん分による政務活動費の充当額 (2,366 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

門)

整理番号

605

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田 たかし 事務所 殿

金 額

¥ 4 0 0 0

円

収 入

印 紙

但し R3. 7月分 駐車料 として

上記金額正に領収致しました

3 年 6 月 25 日

泉都土地建物株式会社

〒874
-0838大分県別府市花園町三組の二
電 話 0292 番
FAX 0293 番

現 金

✓

小切手

約 手

取扱者



事業名、用途及び内容等

事務所駐車場代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

606

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

17	03-06-25	200
18	03-06-25	200

*47,100ソウキョウ セントトクテモノ
*220定額振込手数料

事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 $(\frac{1}{2})$

あん分による政務活動費の充当額 (23,660 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)



整理番号

607

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI

KDDI株式会社

au

発行年月日 DATE OF ISSUE 2021年 6月 3日

原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

●「電話リレーサービス料」(1番号あたり1円/月)のご負担について
 聴覚や発話に障りのある方と耳の聞こえる方の意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」について、その費用を電話会社全体で負担することが昨年度制度化されました。当社は電話リレーサービスをご契約されているお客さまに2021年7月ご利用分からご負担をお願いすることといたしました。詳細は「電話リレーサービス制度 KDDI」で検索ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日(金融機関営業日)までに口座にご用意願います。

ご請求年月 BIRTH DATE	2021年 6月
ご利用年月 BIRTH MONTH	2021年 5月
口座振替日 BIRTH DATE	2021年 6月25日
口座振替額 BIRTH AMOUNT	9,057円

サービス別ご利用料金

電話料 (内訳)	5,987円 (5,987円)
機器代金	3,070円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は4,253円でした。)	425円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2021年 6月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 右記KDDI料金を 6月 25日ご指定の口座から
 振替させていただきます。

ご請求コード CUSTOMER CODE	0527181564
領収金額 AMOUNT RECEIVED	9,057円
うち消費税等 TAX	425円

KDDI株式会社
 〒163-8003 東京都新宿区西新宿1-1-1 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、用途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 9,057 円 一対象外分 3,070 円 = 5,987 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,993 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

608

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI

KDDI株式会社
〒163-8903 東京都新宿区西新宿4丁目6番1号 KDDIビル

au

発行年月日 DATE OF ISSUE 2021年 6月 3日

原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

●「電話リレーサービス料」（1番号あたり1円/月）のご負担について
 聴覚や言語に障がいのある方と耳の聞こえる方の意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」について、その費用を電話会社全体で負担することが昨年制度化されました。当社は電話サービスをご契約されているお客さまに2021年7月ご利用分からご負担をお願いすることといたしました。詳細は「電話リレーサービス制度 KDDI」で検索ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

請求年月	2021年 6月
利用年月	2021年 5月
口座振替日	2021年 6月25日
口座振替額	5,789円
金融機関名	

サービス別ご利用料金

電話料金 （内訳）	5,789円 （5,789円）
※うち消費税等 10%対象 （課税対象額は5,263円でした。）	526円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2021年 6月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 6月 25日ご指定の口座から
振替させていただきます。

ご請求コード CUSTOMER CODE 4070430123

領収金額 AMOUNT RECEIVED 5,789円

うち消費税等 TAX 526円

KDDI株式会社
〒163-8903 東京都新宿区西新宿4丁目6番1号 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BRANCH *****

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

事業名、用途及び内容等

モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 $\left(\frac{1}{2} \right)$ あん分による政務活動費の充当額 $\left(2,894 \text{ 円} \right)$

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 $\left(\text{円} \right)$

整理番号

609

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

20 03-06-28 200 *12,8787-7"ルテレヒ"

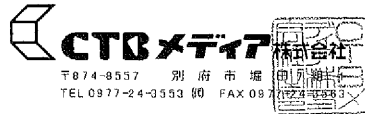
受領証明

令和3年7月20日

原田 孝司 殿

毎々格別のお引立を賜り誠にありがとうございます。

下記、金額正に受領したことを証明致します。



合計金額 12,540円

受 領 明 細		金 額 (円)
インターネットご利用料	令和3年4月分	4,180
インターネットご利用料	令和3年5月分	4,180
インターネットご利用料	令和3年6月分	4,180
税込合計		¥12,540

備考

事業名、使途及び内容等

インターネット使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 $\left(\frac{1}{2} \right)$

あん分による政務活動費の充当額 (2,090 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和3年 6月分】

自動車登録番号				市町村・大字名			発	目的	着	政務活動 走行距離	備考
日	目的地1	目的地2	目的地3								
3	県庁（大分市大手町）			県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	自宅	第2回定例会に提出する意見書案を検討する	自宅	33 km	
4	県庁（大分市大手町）			県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	自宅	第2回定例会に提出する意見書案を検討する	自宅	33 km	
7	県庁（大分市大手町）			県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	自宅	建築住宅課に宅建業者への指導の現状について説明を聞く	自宅	33 km	
8	県庁（大分市大手町）			県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	自宅	議案説明会、県民クラブ政策企画会議に参加する	自宅	33 km	
9	県庁（大分市大手町）			県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	自宅	第2回定例会の議案についてまとめる	自宅	33 km	
11	県庁（大分市大手町）			県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	自宅	第2回定例会の議案についてまとめる	自宅	33 km	
14	県庁（大分市大手町）			県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	県庁（大分市大手町）	自宅	第2回定例会の議案についてまとめる	自宅	33 km	
										km	
計										231 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県 民 ク ラ ブ
議 員 名 原 田 孝 司

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 原田孝司

【令和3年 6月分】			自動車登録番号	
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
6月21日	39.73	6,035	ENEOSフロンティア大分宮崎DDセルフ別府鶴見店	1
				2
				3
				4
				5
				6
計		6,035 …①		
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	82,462 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	83,253 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	791 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	231 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2920	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	1,762 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和3年 6月分】

議員名 原田 孝司

①

ENEOS

納品書(領収書)

2021年06月21日 08:27

売上

ハダダ

様

1-302263-4822XXXX

エネオスアソック

車両番号

実車番

0026-00

レギュラー

P-07

39.73L

クレジット支払

NC

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

ENEOSフロンティア大分宮崎

DDセルフ別府鶴見店

大分県 別府市東荘園5丁目1組

TEL:0977-22-5469

SS-950117

シートNo 2277-03

デ-タNo7693-7694

824

2021/06/21

口座振替 【08月控除のご案内】

組員コード:854301 氏名 原田 孝司 様

物品等商品名	購入日	数量	単価(税込)	購入価格	回数	今月支払額
IX日鉱日石(ENEOS)/レギュラーガソリン	21.06.21	39.73	151.9	6,035	1	6,035

①

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費会計帳簿

会 派 名 県民クラブ
議 員 名 原 田 孝 司

【令和3年 7月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳（使 途 項 目 別）										領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他	
	前月繰越		0	180,593												
8	教職経験のある自治体議員の研修 会に参加して教育行政について意 見交換を行うための高速代金		780	179,813	780											701
12	デジタル出版物（朝日新聞デジタ ル）購入		500	179,313							500					702
13	事務所電気代		959	178,354								959				703
13	朝日新聞年間購読代金		40,779	137,575							40,779					704
14	議会報告2021年夏号発送代		4,627	132,948			4,627									705
15	概算委託料	200,000	0	332,948												
18	事務所職員給与		10,000	322,948										10,000		706
19	事務所駐車場代		2,000	320,948							2,000					707
19	議会報告2021年夏号発送代		153,550	167,398			153,550									708
20	事務所固定電話代		2,376	165,022									2,376			709
26	事務所家賃、水道代		23,660	141,362								23,660				710
26	携帯電話使用料		2,868	138,494									2,868			711
26	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,894	135,600									2,894			712
27	インターネット使用料		2,090	133,510									2,090			713
30	「無所属議員の会（FILAs）勉強会 （webセミナー）」参加費		1,000	132,510	1,000											714
31	7月分燃料費		4,076	128,434	4,076											購入明細書
31	7月分交通費		260	128,174	260											支払証明書
			0	128,174												
			0	128,174												
			0	128,174												
			0	128,174												
			0	128,174												
			0	128,174												
月 計		200,000	252,419	128,174	6,116	0	158,177	0	0	0	41,279	26,619	10,228	10,000	0	

整理番号	701
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。	
利 用 証 明 書	
 NEXCO 西日本	
料金所(自)	別府
料金所(至)	大分米良
21年 7月 8日 9時42分	
通行料金 ¥780- (ETCクレジット)	
車種	1
取扱番号 A25107-080339-589724	
※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	

事業名、使途及び内容等

教職経験のある自治体議員の研修会に参加し、教育行政について意見交換を行うための高速代金（別府～大分米良の往路）

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

702

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

6 03-07-12 200

カードご利用代金明細書

2021年 7月 19日 現在 1/3

原田 孝司 様

カード名称	
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ハラダ 孝司
今回のお支払日	2021年7月12日(月)
今回のお支払金額	500 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払 区分 回数	引正 サイン	お支払金額 (円)		
2021/05/01	朝日新聞デジタル【朝日ID決済】	500	1回		500		*

事業名、使途及び内容等

デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

703

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証（口座振替払用）

川村 様

お客さま番号

50500 000018972735 31

(ご契約種別) 従量電灯B
(ご契約容量) 30アンペア

2021年 7月分

下記金額を 7月13日に口座振替により
領収いたしました。ありがとうございました。

領収金額	1,918円
(うち消費税等相当額)	174円

領収金額には下記を含みます。

燃料費等調整額	-61円
再エネ賦課金	184円
口座振替割引額	-55円

ご使用期間	6月 1日～ 6月 30日
ご使用量	55kWh
金融機関	

電気料金に精算があった場合には、
領収金額の左に「*」を表示いたします。

小売電気事業者登録番号 A0275

九州電力株式会社

印紙税申告納

付につき福岡

ご契約に関するお問合せ先
0120-986-503

税務署承認済

本証により集金することはありません。

事業名、使途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (959 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

704

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田 孝司

様

No. _____

金 額

¥ 40779.-

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 新聞代金 (2021/4 ~ 2022/3)

2021年7月13日 上記正に領収いたしました

〒874-0810 別府市石垣西4-5-31

(株) 古城新聞店

TEL0977(21)3468 FAX0977(25)9149

登録番号

収入印紙

GR1820

事業名、使途及び内容等

朝日新聞 年間購読代金 (2021年4月 ~ 2022年3月の1年分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 (円)

整理番号

705

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田孝司 様

〔証紙切手引受〕

第一種定形
@94 1通 ¥94

小 計 ¥94

第一種定形外(規格内) 168.5g
@250 1通 ¥250

小 計 ¥250

ゆうパック 60サイズ
169801754150 〒874-8799 ¥810

割引 (内訳) -¥180

持込 @120 -¥120

同一あて先 @60 -¥60

小 計 ¥630

〔販売〕
レターパックライト(370円)
370円 10枚 ¥3,700

小 計 ¥3,700

郵便物引受合計通数 2通
ゆうパック引受合計個数 1個
課税計(10%) ¥974
(内消費税等 ¥88)
非課税計 ¥3,700

△計 ¥4,674

お預り金額 ¥4,674

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年 7月14日 11:40
担当: XXXXXXXXXX
発行No. 21071424724 端N84箱01
連絡先: 別府荘園郵便局
TEL: 0977-22-4968

事業名、使途及び内容等

原田たかし議会報告2021年夏号 発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{99}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (4,627 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

706

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細書

2021年 7月

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
	4	20,000	0	0	0	20,000

控除					控除計	差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	その他()		
0	0	0	0	0	0	20,000

支払日	受領印
2021年7月18日	

別府市荘園町3組の2

原田たかし事務所

事業名、使途及び内容等

政務活動等事務補助職員給与

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (10,000 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

707

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田たかし事務所 殿

収 入

印 紙

金 額							円
				¥	4	0	0

但し R3. 8月分駐車料にて

上記金額正に領収致しました

3 年 7 月 19 日

現 金	✓
小切手	
約 手	

泉都土地建物株式会社

〒874 大分県別府市荘園町三組の3
-0838 電 話 (代) ② 0292番
FAX ② 0293番

取扱者



事業名、用途及び内容等

事務所駐車場代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

708

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田 孝司 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 42.0g
@84 1,579通 ¥132,636

小 計 ¥132,636

第一種定形 41.5g
@94 239通 ¥22,466

小 計 ¥22,466

郵便物引受合計通数 1,818通
課税計 (10%) ¥155,102
(内消費税等 ¥14,100)
非課税計 ¥0

△計
合計 ¥155,102
お預り金額 ¥155,102

印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年 7月19日 11:17
担当：[REDACTED]
発行No. 210719A2465 端N84箱01
連絡先：別府荘園郵便局
TEL:0977-22-4968

事業名、使途及び内容等

原田たかし議会報告 2021年夏号発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{99}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (153,550 円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 (円)

整理番号	709	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
2 003-07-20		4,753 N T T 電話	
事業名、使途及び内容等		事務所固定電話使用料	
あん分による充当の場合			
あん分の率		$\left(\frac{1}{2}\right)$	
あん分による政務活動費の充当額		$\left(2,376\right)$ 円	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額		$\left(\right)$ 円	

整理番号	710
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

10	03-07-26	200	*47,100円	セトトチタテノ
11	03-07-26	200	*220	定額振込手数料



事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)
あん分による政務活動費の充当額 (23,660 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

711

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI

KDDI株式会社

〒163-8603 東京都新宿区西新宿6丁目10番1号 KDDIビル

au

発行年月日 DATE OF ISSUE 2021年 7月 3日

原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

●「電話リレーサービス料」（1番号あたり1円/月）のご負担について
 聴覚や聴覚・聴覚のある方と耳の聞こえる方の意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」について、その費用を電話会社全体で負担することが昨年制度化されました。当社は電話サービスをご契約されているお客さまに2021年7月ご利用分からご負担をお断りすることといたしました。詳細は「電話リレーサービス制度 KDDI」で検索ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

請求年月	2021年 7月
利用年月	2021年 6月
振替日	2021年 7月26日
振替金額	8,416円

サービス別ご利用料金

auの電話料金	5,736円
（内訳）	（ 5,736円）
auの機器代金	2,680円
※うち消費税等 1,096円（課税対象額は4,025円でした。）	402円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2021年 7月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 右記KDDI料金を 7月 26日ご指定の口座から
 振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE 0527181564
 領収金額 AMOUNT RECEIVED 8,416円
 うち消費税等 TAX 402円

KDDI株式会社
 〒163-8603 東京都新宿区西新宿6丁目10番1号 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****
 支店名 BRANCH *****
 口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

事業名、使途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 8,416 円 - 対象外分 2,680 円 = 5,736 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,868 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

712

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

KDDI

KDDI株式会社

au

発行年月日 DATE OF ISSUE 2021年 7月 3日

原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

●「電話リレーサービス料」（1番号あたり1円/月）のご負担について
 聴覚や言語ご不便のある方と耳の聞こえる方の意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」について、その費用を電話会社全体で負担することが昨年制度化されました。当社は電話サービスをご契約されているお客さまに2021年7月ご利用分からご負担をお願いすることといたしました。詳細は「電話リレーサービス制度 KDDI」で検索ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

請求年月	2021年 7月
前払年月	2021年 6月
振替年月	2021年 7月26日
振替金額	5,789円
口座振替金	

サービス別ご利用料金

電話料金 (内訳)	5,789円 (5,789円)
※うち消費税等 10%計	526円 (振替が対象額は5,263円でした。)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2021年 7月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 右記KDDI料金を 7月 26日 ご指定の口座から
 振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE 4070430123

領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED 5,789円

うち消費税等 TAX 526円

KDDI株式会社
 〒183-8003 東京都新宿区西新宿4丁目6番1号 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION ****

支 店 名 BRANCH ****

口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER ****

事業名、使途及び内容等

モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 $\left(\frac{1}{2} \right)$

あん分による政務活動費の充当額 $\left(2,894 \text{ 円} \right)$

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 $\left(\text{円} \right)$

整理番号	713	領収書等の添付様式																																																	
領収書その他の証拠書類の添付欄																																																			
14 03-07-27 200		*8,821 ケ-ﾌﾟﾙﾚﾋﾞ																																																	
受領証明 令和3年10月6日 原田 孝司 殿 毎々格別のお引立を賜り誠にありがとうございます。 下記、金額正に受領したことを証明致します。  CTBメディア株式会社 〒874-8337 別府市堀田 TEL 0977-24-3333 60 FAX 0977-24-3333 61 <table><tr><th colspan="2">合計金額</th><th>12,540円</th></tr><tr><th colspan="2">受領明細</th><th>金額(円)</th></tr><tr><td>インターネット利用料 (200メガプラン光)</td><td>(2021/7月分)</td><td>4,180</td></tr><tr><td>インターネット利用料 (200メガプラン光)</td><td>(2021/8月分)</td><td>4,180</td></tr><tr><td>インターネット利用料 (200メガプラン光)</td><td>(2021/9月分)</td><td>4,180</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">税込合計</td><td>¥12,540</td></tr><tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr></table>				合計金額		12,540円	受領明細		金額(円)	インターネット利用料 (200メガプラン光)	(2021/7月分)	4,180	インターネット利用料 (200メガプラン光)	(2021/8月分)	4,180	インターネット利用料 (200メガプラン光)	(2021/9月分)	4,180																									税込合計		¥12,540	備考					
合計金額		12,540円																																																	
受領明細		金額(円)																																																	
インターネット利用料 (200メガプラン光)	(2021/7月分)	4,180																																																	
インターネット利用料 (200メガプラン光)	(2021/8月分)	4,180																																																	
インターネット利用料 (200メガプラン光)	(2021/9月分)	4,180																																																	
税込合計		¥12,540																																																	
備考																																																			
事業名、使途及び内容等																																																			
インターネット使用料																																																			
あん分による充当の場合																																																			
あん分の率 ($\frac{1}{2}$)																																																			
あん分による政務活動費の充当額 (2,090 円)																																																			
一部のみ打切り充当した場合																																																			
政務活動費充当額 (円)																																																			

整理番号

714

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
原 田 孝 司		様
金 額	¥ 1, 0 0 0 . -	
但「無所属議員の会 (FILAs) 勉強会 (web セミナー)」参加費 (前川喜平氏 + 寺脇研氏「子ども庁」創設を考える)		
2021 年 7 月 3 0 日 上記の金額正に領収いたしました		
内 訳	自治体議員立憲ネットワーク	
税抜金額	無所属議員の会 (FILAs) 設立準備事務局	
消費税額等 (%)	小林華弥子 (東京都柏江市東野川 2-18-4)	

事業名、用途及び内容等

「無所属議員の会 (FILAs) 勉強会 (web セミナー)」参加費

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和3年 7月分】

令和3年 7月分

自動車登録番号

日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
1	第2回定例会の議案の整理をする	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
2	県民クラブ所属議員で映画「タネは誰のもの」を鑑賞し、種苗法について学習をする	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
5	第2回定例会の議案の整理をする	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
6	第2回定例会の議案の整理をする	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
7	第2回定例会の議案の整理をする	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
8	教職経験のある自治体議員の研修会に参加し教育行政について意見交換を行う、第3回定例会での代表質問での質問項目について検討する	自宅	大分県教育会館 (大分市大字下郡)	県庁 (大分市大手町)		自宅	54 km	往路のみ高速道路を使用 (別府～大分米良)
9	新型コロナウイルス感染症で入院した場合の家で飼っている愛護動物の管理について担当課に話を聞く	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
12	原水禁大分県民会議の別府市要請に参加し意見交換を行う、第3回定例会での代表質問での質問項目について検討する	自宅	別府市役所 (別府市上野口町)	県庁 (大分市大手町)		自宅	33 km	
13	第3回定例会での代表質問での質問項目について原稿を作成する	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	
14	羽室台高校跡地の除草について担当課に要請を行う	自宅	県庁 (大分市大手町)			自宅	33 km	

15	新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の進め方について県民クラブの内部協議を行う	自宅	県庁（大分市大手町）				自宅	33 km	
20	新型コロナウイルス感染症対策として進められている教職員の接種について担当課から進捗状況を聞く	自宅	県庁（大分市大手町）				自宅	33 km	
21	新型コロナウイルス感染症対策として要請された議員のワクチン接種について経過の説明を聞く	自宅	県庁（大分市大手町）				自宅	33 km	
								km	
								km	
								km	
計								450 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県 民 ク ラ ブ
議 員 名 原 田 孝 司

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 原田孝司

【令和3年 7月分】

自動車登録番号

自動車登録番号				
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
7月16日	35.65	5,490	ENEOSフロンティア大分宮崎DDセルフ別府鶴見店	1
				2
				3
				4
				6
計		5,490	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	83,253 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	83,859 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	606 km…④ (③－②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	450 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.7425	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,076 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和3年 7月分】

議員名 原田 孝 司

ENEOS

①

納品書(領収書)

2021年07月16日 10:22

売上

ハラダ 孝 様

1-302263-4822XXXX

エネオスアソック

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-07

35.65L

クレジット支払

NC

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

ENEOSフロンティア大分宮崎

DDセルフ別府鶴見店

大分県 別府市東荘園5丁目1組

TEL:0977-22-5469

SS-950117

レシートNo 4197-03

データーNo8969-8970

079

2021/07/16

口座振替 【09月控除のご案内】

組合員コード:854301

氏名 原田 孝 司

様

物品等商品名	購入日	数量	単価(税込)	購入価格	回数回数	今月差引額
IX日鉱日石(ENEOS)レギュラーガソリン	21.07.16	35.65	154.0	5,490	1	5,490

①

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

